

介護老人保健施設入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設プリオール（以下「当施設」という）は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決める事を、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、あらたに同意を得る事とします。

2. 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1及び別紙2の改定が行われないうり初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除、終了することができます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除、終了する事が出来ます。

- ①利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合。
- ②当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活が出来ると判断された場合。
- ③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保険施設サービスの提供を超えると判断された場合。
- ④利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を支払日より1ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにも関わらず10日以内に支払われない場合。
- ⑤利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥天災、災害、施設設備の故障、その他やむを得ない事由により、当施設を利用させる事が出来ない場合。

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護老人保健施設入所サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された1ヶ月（締め切り日は月の末日）ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2. 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、1ヶ月分（締め切り日は月の末日）の料金の合計額の請求書及び明細書を締め切り日3日以内送付し、利用者及び扶養者は連帯して当施設に対し、当該合計額を締め切り日の翌月15日（15日が土曜・日曜・祝日の場合はその前日の平日）までに支払うものとします。尚、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3. 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める料金の支払いを受けた時は、利用者及び扶養者に対して領収書を交付します。

(記録)

第6条 当施設は利用者の介護老人保健施設入所サービスの提供に関する記録を作成し、その記録をサービス提供の日から5年間は保管します。

2. 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます)に対しては、利用者の承諾がある場合やその他必要と認めた場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合には、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(機密の保持)

第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者もしくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号について当施設は、利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で情報提供を行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。

尚、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対応が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2. 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
3. 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申し出)

第10条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出る事ができ、又は、備え付けの用紙及び管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出る事が出来ます。

(賠償責任)

第11条 介護保険施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。

2. 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第12条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

(虐待防止のための措置)

第13条 利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対して研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

<別紙 1>

介護保健施設サービスについて

◇介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

◇ケアサービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰って頂ける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人、扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意を頂くようになります。計画については3ヶ月に1度見直しを行います。

(医療)

介護老人保健施設は入院の必要の無い程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療、看護を行います。

(介護)

施設サービス計画に基づいて実施します。

(機能訓練)

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活して頂けるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

(療養室)

個室・2人室・4人室

「個室及び2人室の利用には、別途料金を頂きます」

(食事)

朝食 8時15分～ 9時00分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 17時00分～18時00分

「食事は原則として食堂で御召し上がり頂きます」

(入浴)

週に最低2回。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

(理美容)

毎月第2木曜日理美容サービスを行っています。

「利用をご希望の方は事務所にて受付しています。(料金は前払い)」

◇他機関・施設との連携

(協力医療機関への受診)

当施設では、病院・診療所や歯科診療所の協力を頂いていますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

(他施設の紹介)

当施設での対応が困難な状態になり、専門的な対応が必要になった場合には、責任をもって他の機関を紹介しますので、ご安心下さい。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

尚、当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

また、要望や苦情なども、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。
その他、各階サービスステーションに備えつけられた「ご意見箱」をご利用下さい。

◇ 苦情・問い合わせなど

- ・ プリオール 相談窓口(旗手真也)

Tel06-6914-6660

- ・ 大阪府国民健康保険団体連合会

Tel06-6949-5418

- ・ 大阪市福祉局介護保険課

Tel06-6241-6310

◇各区、市役所の介護保険窓口

□北区	Tel06-6313-9859	□東淀川区	Tel06-4809-9859
□都島区	Tel06-6882-9859	□東成区	Tel06-6977-9859
□福島区	Tel06-6464-9859	□生野区	Tel06-6715-9859
□此花区	Tel06-6466-9859	□旭区	Tel06-6957-9859
□中央区	Tel06-6267-9859	□城東区	Tel06-6930-9859
□西区	Tel06-6532-9859	□鶴見区	Tel06-6915-9859
□港区	Tel06-6576-9859	□阿倍野区	Tel06-6622-9859
□大正区	Tel06-4394-9859	□住之江区	Tel06-6682-9859
□天王寺区	Tel06-6774-9859	□住吉区	Tel06-6694-9859
□浪速区	Tel06-6647-9859	□東住吉区	Tel06-4399-9859
□西淀川区	Tel06-6478-9859	□平野区	Tel06-4302-9859
□淀川区	Tel06-6308-9859	□西成区	Tel06-6659-9859

□東大阪市役所

東大阪市福祉部 高齢介護室 高齢介護課 Tel06-4309-3185

□大東市役所

保険医療部 介護保険課 Tel072-870-9629

□くすのき広域連合（守口市・門真市・四条畷市）

Tel06-6995-1516（総務課） Tel06-6995-1515（事業課）

<別紙 2>

介護老人保健施設プリオールのご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設 プリオール
・開設年月日	平成11年9月14日
・所在地	大阪市鶴見区中茶屋2丁目1番22号
・電話番号	06(6914)6660
・FAX番号	06(6914)7770
・管理者名	奥田 信二
・介護保険指定事業者番号	2759280023

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

- ① 介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることが出来るように支援する事を目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整等の退所時の支援も行いますので、安心して退所して頂けます。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解頂いた上でご利用ください。

<介護老人保健施設プリオールの運営方針>

- ・ 老人福祉処遇の質の確保と向上に努め、家庭と病院との中間処遇をベースにした介護を行う。
- ・ 医療と福祉の機能を十分に備えた施設としての処遇を行う。医療面の偏重（過剰医療・過小医療）を避け、生活支援の場としてのバランスのとれた処遇に努める。

(3) 施設の職員体制

・医師	1人
・看護職員	6人
・薬剤師	1人
・介護職員	14人
・支援相談員	1人
・理学療法士等	2人
・管理栄養士	1人
・介護支援専門員	1人
・事務職員	1人

(4) 入所定員数	定 員	60名
・療養室	個 室	12室
	2人部屋	2室
	4人部屋	11室

2. サービス内容

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 要介護認定の申請に係る援助
- (3) 食事
- (4) 入浴・排泄介助・口腔ケア
- (5) 機能訓練
- (6) レクリエーション行事
- (7) 療養上必要な事項についての指導及び説明
- (8) 理美容
- (9) その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

(1) 基本料金

①施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料がことなります。以下は1日あたりの自己負担額です。）

・要介護1	多床室	850円	従来型個室	769円
・要介護2	多床室	904円	従来型個室	818円
・要介護3	多床室	973円	従来型個室	888円
・要介護4	多床室	1,030円	従来型個室	947円
・要介護5	多床室	1,085円	従来型個室	999円
② 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）		277円		
③ 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）		214円		
④ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）		257円		
⑤ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）		129円		
⑥ 安全管理体制未実施減算		－5円		
⑦ 栄養管理基準減算		－15円		
⑧ 療養食加算 ※1日3回限度		6円		
⑨ 経口維持加算（Ⅰ）※一月につき		429円		
⑩ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		6円		
⑪ 夜勤職員配置加算		25円		
⑫ ターミナルケア加算（死亡日）		2,037円		
⑬ ターミナルケア加算（死亡日以前2日または3日）		976円		
⑭ ターミナルケア加算（死亡日以前4日以上30日以下）		172円		
⑮ ターミナルケア加算（死亡日以前31日以上45日以下）		77円		
⑯ 若年性認知症利用者受入加算		128円		
⑰ 所定疾患施設療養費Ⅱ（肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の憎悪）				
	月10日限度	515円		
⑱ 口腔衛生管理加算（Ⅰ）		96円		
⑲ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）		36円		
⑳ 認知症行動・心理症状緊急対応加算		214円		
㉑ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数×71	／1000		

- * 但し、入所後最初の30日間に限って、上記金額に32円が加算されます。(初期加算)
- * 外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記金額に代えて388円となります。(1月に6回を限度とする)
- * 利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により緊急的な治療管理を行った場合上記料金に555円加算されます。(緊急時治療管理費<1月に3日を限度>)
- * 入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に居宅へ訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合482円加算されます。(入所前後訪問指導加算Ⅰ)
(Ⅰ：退所を目的とした施設サービス計画書の策定及び診療方針の決定を行った場合)
- * 入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に居宅へ訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合515円加算されます。(入所前後訪問指導加算Ⅱ)
(Ⅱ：退所を目的とした施設サービス計画書の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合)
- * 入所中1回、居宅を訪問し、本人又は家族に療養上の指導を行った場合493円加算されます。(退所前訪問指導加算)
- * 退所後30日以内に(1回)居宅を訪問し、本人又は家族に相談援助を行った場合493円加算されます。(退所後訪問指導加算)
- * 退所時に本人及び家族に療養上の相談援助を行った場合429円加算されます。(試行的退所時指導加算)
- * 利用者が退所されるにあたって、退所後の主治医ないし居宅介護支援事業者に対する情報提供を行った場合536円加算されます。(退所時情報提供加算)
- * 退所後の居宅介護支援事業者に対する情報提供を行い、居宅サービス利用の調整を行った場合429円加算されます。(入退所前連携加算Ⅱ)
- * 当施設医師が、退所後の療養に訪問看護が必要と判断した時、利用者の選ぶ訪問看護ステーションに対し指示書の交付を行い321円加算されます。
(老人訪問看護指示加算)
- * 介護老人保健施設の入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合管理栄養士が医療機関の管理栄養士とケア計画の原案を作成し再入所した場合に214円加算されます。※1回限り
(再入所時栄養連携加算)
- * 多剤投薬されている入所者の処方方針を施設の医師とかかりつけ医が事前に合意し、処方方針に従って減薬する取組みについて診療報酬改定おける対応を鑑みながら対応した場合107円加算されます。(かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ)
- * 入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。
必要に応じてリハビリテーション実施計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。(リハビリテーションマネジメント計画書情報加算) 35円加算されます。
- * **褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)** 3円加算されます。
 - ① 入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用する。

＊

② 「①」の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成する。

③ 入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状態について定期的に記録する。

④ 「①」の評価に基づき 3 月に 1 回以上、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直す。

褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） 14 円加算されます。

① （Ⅰ）の要件を満たす

② （Ⅰ）①の評価結果、入所時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生がない。

＊ **排せつ支援加算（Ⅰ） 11 円加算されます**

① 入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が入所時に評価するとともに、以降についても 6 月に 1 回以上の頻度で評価する。そのスクリーニング情報などを厚生労働省に提出することで、厚労省は排せつ支援の分析結果をフィードバック。フィードバック情報を適切で有効な排せつ支援のために活用する。

② 「①」の結果、排せつに介護を要する入所者であっても、適切な対応をおこなうことで要介護状態の軽減が見込まれる者については、医師、看護師、ケアマネジャーなどが共同して、入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成して支援する。

③ 「①」の評価に基づき、3 月に 1 回以上、入所者ごとに支援計画を見直す

排せつ支援加算（Ⅱ） 16 円加算されます

① （Ⅰ）を満たす

② 以下のいずれかを満たす

（ア）要介護状態の軽減が見込まれる者について、入所時と比較して排尿または排便の状態のいずれかが改善し、いずれも悪化していない

（イ）要介護状態の軽減が見込まれる者について、入所時と比較しておむつ使用「あり」から使用「なし」に改善

排せつ支援加算（Ⅲ） 21 円加算されます

① （Ⅰ）を満たす

② （Ⅱ）②に示した（ア）（イ）のいずれも満たす

＊ **自立支援促進加算 322 円加算されます**

イ 医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること。

ロ イの医学的評価の結果、特に自立支援のために対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。

ハ イの医学的評価に基づき、少なくとも 3 月に 1 回、入所者ごとに支援計画を見直していること。

二 イの医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

＊（栄養マネジメント強化加算）12 円加算されます

低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して栄養ケア計画を作成する。

・栄養ケア計画に従い週 3 回以上食事の観察（ミールラウンド）を実施し、入所者ごとの栄養状態や嗜好等を踏まえた食事の調整を行う。

・低栄養状態のリスクが低リスクに該当する者については、ミールラウンドで食事の状況を把握し、問題点がみられた場合は、速やかに関連する職種と情報共有し、必要に応じて栄養ケア計画を見直し、見直し後の計画に基づき対応する。

・入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出する。

・継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。

＊（科学的介護推進体制加算Ⅰ）43 円加算されます。（1）入所者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。（2）必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供に当たって、(2)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

（科学的介護推進体制加算Ⅱ）64 円加算されます

(3)加算Ⅰ(1)に規定する情報に加えて、入所者ごとの疾病の状況、服薬の状況等の情報を、厚生労働省に提出していること。

(4)必要に応じて計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、(1)に規定する情報、(3)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

(2) その他の料金

①食事の提供に要する費用	2, 310 円／1 日
②特別な食事代	実費（別途消費税必要）
③居住に要する費用 多床室	437 円／1 日
従来型個室	1, 728 円／1 日
④特別室利用料	
従来型個室	3, 000 円／1 日（消費税別）
2 人 室	1, 500 円／1 日（消費税別）
⑤理美容代	実費（別途資料をご覧ください）
⑥日用品代	280 円／1 日
⑦教養娯楽費	190 円／1 日
⑧衣類リース代	実費（別途消費税必要）

上記①、③について、補足給付（特定入所者介護サービス費）受給対象者については、各段階別負担限度額を①、③の費用とします。

外泊中における③（居住に要する費用）については、外泊中のご利用者の方のために居住に要する場所を確保している場合、基本的に徴収するものとします。

(3) お支払い方法

締め切り日(毎月月末日)より 3 日以内に 1 ケ月分の料金の請求書、退所時には退所時までの料金の合計額の請求書を発行します。お支払いは請求対象月の翌月 15 日まで（退所の場合は退所時）にお支払い下さい。お支払い頂いたことを確認しましたら領収書を交付いたします。又お支払い方法には、現金、銀行振込み、郵便局の自動払込みがありますが、郵便局の自動払込みを基本とします。利用申し込み時にお選び下さい。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力頂いております。

・ 協力医療機関

医療法人 仁和会 和田病院

大阪市鶴見区横堤 3 丁目 10 番 18 号

社会福祉法人 大阪福祉事業財団 すみれ病院

大阪市城東区古市 1 丁目 20 番 85 号

医療福祉生活協同組合 コープおおさか病院

大阪市鶴見区鶴見 3 丁目 6 番 22 号

・ 協力歯科医療機関

トモミ 歯科医院

大阪市西淀川区姫里 1 丁目 16 番 21 号

シャルマンコーポ姫里 101 号

5. 施設利用にあたっての留意事項

- ・ 入所者は、施設管理者、医師、介護支援専門員、支援相談員、理学療法士、看護職員、介護職員、管理栄養士等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。
- ・ 入所者が、外出又は外泊しようとする時は、所定の手続きをとって外出外泊先用件、施設への帰着する予定日時などその都度、施設管理者に申し出て許可を受けなければならない。
- ・ 入所者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別な理由がない限り、努めて受診しなければならない。
- ・ 入所者は、施設の清掃、整頓、その他環境衛生の保持のため施設に協力しなければならない。
- ・ 入所者のすべての持ち物について、紛失や破損の際は責任を負いかねます。
- ・ 入所者は、家族関係などに変更が生じたときは、速やかに施設管理者又は支援相談員若しくは介護支援相談員に届け出なければならない。
- ・ その他、施設内禁止行為の欄をご覧ください。
- ・ 入居者の状況に応じて部屋を移動する事があります。

6. 非常災害対策

- ・ 防災設備： スプリンクラー、屋内消火栓、消火器、自動火災報知機、
非常通報設備
- ・ 防災訓練： 年 2 回

7. 施設内禁止行為

- ・ 宗教や習慣の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
- ・ 喧嘩もしくは口論をなし、泥酔し又は楽器などの音を大きく出して静穏を乱し他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。但し、ラジオ、テレビ等の視聴時間については別に定める。
- ・ 施設内での喫煙及びその他火気を用いること。
- ・ 故意に施設もしくは物品に障害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。
- ・ 金銭または物品の頼みごとをすること。
- ・ 施設内の秩序、風紀を乱しまたは安全衛生を害すること。
- ・ 無断で備品の位置、または形状を変えること。
- ・ 無断で電化製品等を持ち込むこと。

8. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談業務として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。 要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、各ステーションに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

9. その他

- ・ 当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。
- ・ 施設利用料等の金額は介護報酬制度の改定等により、変動することがあります。利用料その他の費用を変更する場合には、変更する1ヶ月前に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記入押印）を受けるとする。

医療法人 真和会
介護老人保険施設プリオール
大阪市鶴見区中茶屋2丁目1-22
令和6年8月1日